

徳島県選挙管理委員会告示第百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、五一五人
鳴門	一五、七四二人
小松島・勝浦	一二、二二二人
阿南	一九、七三二人
吉野川	一一、二二二人
阿波	一〇、一一〇人
美馬	一〇、一三七人
三好第一	六、八四八人
名西	八、四七九人
那賀	二、二二五人
海部	五、四二一人
板野	二七、一八一人
三好第二	三、八五四人